

2023 年 4 月 4 日

新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針（第 20 信）

学校法人九州ルーテル学院
理事長 福田 邦子
（公 印 省 略）

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、2023 年 1 月 27 日に「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を決定し、2023 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけを、新型インフルエンザ等感染症に該当するものから、通常のインフルエンザ等と同じ 5 類感染症に位置づけるとしました。また、文部科学省は 2023 年 3 月 17 日付で「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」を通知し、マスク着用に関する要請を緩和するとともに、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（Ver. 9）が更新されました。

熊本県における感染状況は低いレベルに落ち着いてきている状況がつづいており、熊本県はリスクレベルを「レベル 1（感染小康期）」としています。

このような状況から、2022 年 6 月 14 日以降、学院の基本指針を各設置校に一律にお願いしていたが、今後については上述の文部科学省のマニュアル等を参考にいただき、各設置校において適切な対応を行っていただくこととします。

1. 授業について

学院が設置する各校の授業等の対応状況については、以下ホームページをご確認ください。

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 九州ルーテル学院大学 | https://www.klc.ac.jp/ |
| (2) ルーテル学院中学・高等学校 | http://www.luther.ed.jp/ |
| (3) 認定こども園ルーテル学院幼稚園 | http://luther-yo.jp/ |
| (4) 九州ルーテル学院大学附属黒髪乳児保育園 | https://www.klc.ac.jp/knh/ |

2. 教職員の勤務等についての基本方針

今後も引き続き、学びの場の安全を確保するために、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避け、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、園児、生徒、学生の学びを保障していくことが必要です。

(1) 勤務における基本方針

- ①出勤前の検温の実施
- ②人と人との間隔は出来るだけ空ける
- ③こまめな手洗いを心がける
- ④マスクの着用については、各校の授業実施の方針により対応する

⑤新型コロナウイルス感染症のリスクレベルに応じてシフト勤務、在宅勤務、時差出勤等の工夫を心がける

(2) 出張・研修・旅行・訪問等

行動の制限は行いませんが、行き先のリスクレベルに注意しながら対応してください。

(3) 海外渡航（出張・旅行等）

渡航の制限は行いませんが、外務省の海外安全ホームページにより、渡航及び入国の安全性や各種手続きを確認のうえ、適切に対応してください。また、万一に備えて余裕のある日程を確保してください。

(4) 学外への施設開放

学外者の施設利用については、原則として、法人事務局及び各校の判断により開放することを可能とします。ただし、施設を利用する人数・時間・利用目的等を把握し、安全の確保に努めてください。

3. 新型コロナウイルスのワクチン接種に係る届出について

(1) 届出様式については、所定の「出張・研修・職務専念義務免除許可願」に必要事項を記入のうえ、所属長に提出し許可を得てください。健康診断等で外部医療機関に受診する場合と同様に、通常勤務したこととみなします。

(2) ワクチン接種に関する詳しい情報は、ご自身がお住まいの市町村の HP よりご確認ください。

4. 行事・イベント等の実施について

行事・イベント等の実施については、熊本県等の方針を参考に判断してください。感染防止策等については、熊本県 HP を確認し、慎重に検討してください。

(1) 飛沫感染対策

①参加者が適切な距離を確保できるよう配慮すること。

（時間差・分散による入退場、動線の確認、誘導者の配置等）

②各施設の設備に応じた換気を実施すること。

（定期的に入り口のドアや窓を開けて換気扇を回す、2 方向で換気を行う等）

(2) 感染経路対策

①手洗場の案内、アルコール消毒液の配置等、感染対策に関する呼びかけを実施すること。

②参加者に適切な距離を確保するよう呼びかけを実施すること。

③会場内の出入口、トイレ等の共用部については、参加者が適切な距離を確保できるよう複数の設備を案内すること。

(3) その他

①参加者やスタッフ等の体調を確認し、具合の悪い方の参加を認めないこと

②行事・イベント等で出たゴミは、終了後、ビニール袋に入れて密封すること。なお、回収に際しては手袋等を着用し、感染防止対策に努めること

③行事・イベント外での密となる交流を避けるため、行事・イベント前後や休憩時間などに密な交流を避けるよう参加者にアナウンスすること

5. 学院関係者の皆さまへ

- (1) 外部からのお客様方につきましても、手指消毒のご協力をお願いいたします。入構の際は、門衛所にて来訪先、入構許可証の提示等、適切な処置をお取りください。
- (2) 校内において、検温へのご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (3) 学食・大学売店は、密な状態をつくらぬよう注意し、感染防止に努めます。

※これらの施設は学校の休業に合わせ閉鎖する場合がございます。

6. ご来校及び学院施設をご利用される方へのお願い

- (1) 当面の間、以下の項目に該当される方はご来校をお控え下さい。
 - ①37℃以上の発熱がある方、または発熱が続いている方
 - ②風邪の症状（発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど）がある方
 - ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
 - ④身近に新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者がいる方
 - ⑤その他、体調に不安がある方
- (2) ご来校時は、事務所入口設置のアルコール消毒液をご使用ください。

7. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

「就業規則」第25条（特別休暇）第2項第4号の「感染症予防法による交通遮断又は隔離」及び第5号の「非常災害を受けたとき」を準用し、下記の場合、特別休暇扱いとしますので、所定の休暇請求書にて届出をお願いいたします。（事前申請が難しい場合は後日でも可）

- (1) 感染した教職員を、学院が休ませる場合
- (2) 感染が疑われる教職員を、学院が休ませる場合
- (3) 学院内で感染者が発生し、感染者以外の教職員を学院が休ませる場合
- (4) 小学校等の一斉休校により子どもの面倒を見るため、教職員が出勤できない場合

※臨採教職員：「臨時教職員就業規則」第16条（特別休暇）第2項第4号を準用

※特別契約教職員：「特別契約教職員就業規則」第16条（特別休暇）第2項第4号を準用

※嘱託教職員：「嘱託教職員就業規則」第16条（特別休暇）第2項第4号を準用

※非常勤教職員：「非常勤教職員就業規則」第13条の3（特別休暇）第2項第4号を準用

以上